

京都市訓令甲第31号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員出勤簿等整理規程の一部を次のように改正する。

平成22年 3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1項各号列記以外の部分中「京都市区長等専決規程別表第1」を「京都市区長等専決規程別表」に、「別表第3若しくは別表第4」を「から別表第5まで」に、「京都市会計室長等専決規程」を「京都市会計管理者等専決規程」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)